7　前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第一項の移換を受けなかつたものとみなして同条第一項ただし書及び第二項の規定により算定した退職金の額に、当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該移換額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該移換額）を加算した額とする。

8　第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

9　第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定の適用を受ける被共済者が、第一項（第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者である場合における退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第二項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等）

第三十一条の四　共済契約者が会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をした場合であつて、当該合併等により退職金共済契約が第八条第三項第一号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は企業型年金加入者とする企業型年金を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行う確定給付企業年金又は企業型年金（厚生労働省令で定めるものに限る。）への解約手当金に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。

2　前項の規定による申出があつた場合においては、機構は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。

3　機構は、第一項の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一　第一項の規定による申出に係る確定給付企業年金又は確定拠出年金が実施される前に退職又は死亡したとき。

二　前号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

第七十五条の二第六項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第八十八条の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第三条第四項第三号	以下同じ。）	以下同じ。）、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）
当該確定給付企業年金		当該確定給付企業年金、存続厚生年金基金

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第四条第一項第二号の項を次のように改める。

確定拠出年金法第四条第一項第二号	確定給付企業年金	確定給付企業年金、存続厚生年金基金

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四条の二第二項の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二	及び確定給付企業年金	、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第二号の項を削る。

附則第四十条第八項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「同じ。）」の下に「及び資料提供等業務（同法第四十八条の二に規定する資料提供等業務をいう。次条第三号において同じ。）」を加える。

附則第四十一条第三号中「情報収集等業務」の下に「及び資料提供等業務」を加える。

（国民年金法の一部改正）

第七条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七款　解散及び清算（第百三十五条―第百三十七条の二の四）」を「第七款　解散及び清算（第百三十五条―第百三十七条の二の四）　第八款　合併及び分割（第百三十七条の三―第百三十七条の十二）　第一目　合併（第百三十七条の三―第百三十七条の十六）　第二目　分割（第百三十七条の十七―第百三十七条の二十三）　第三目　雑則（第百三十七条の二十四）」に、「第百三十七条の二の五―第百三十七条の三の七―第百三十七条の三の十二―第百三十七条の三の十三―第百三十七条の三の十六」を「第百三十七条の四―第百三十七条の四の三」に改める。

第百十八条の二第一項中「一の」を「一（第百三十七条の三の規定による吸収合併後存続する地域型基金にあつては、一以上）の」に改める。

第百二十四条第二項ただし書中「三分の一」の下に「（第百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金にあつては、二分の一）」を加え、「年金に関する」を「基金の業務の適正な運営に必要な」に改める。

第百二十八条第三項中「金融機関」の下に「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）」を加える。

第百三十三条中「年金について」の下に「、第二十一条の二の規定は、基金が支給する年金及び一時金について」を、「基金」と」の下に「、第二十一条の二中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と、「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」と」を加える。

第十章第二節第一款中第百三十七条の四を第百三十七条の四の三とし、第百三十七条の三の次に次の一款を加える。

第八款　合併及び分割

第一目　合併

第百三十七条の三　基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、他の基金と吸収合併（基金が他の基金とする合併であつて、合併により消滅する基金の権利義務の全部を合併後存続する基金に承継させるものをいう。以下この目において同じ。）をすることができる。ただし、地域型基金と職能型基金との吸収合併については、その地区が全国である地域型基金が次条に規定する吸収合併存続基金となる場合を除き、これをすることができない。

2　合併をする基金は、吸収合併契約を締結しなければならない。

第百三十七条の四の二とし、第百三十七条の二の五を第百三十七条の四とする。